

質問項番	区分	質問内容	回答
1	その他	4月10日までに届出書類を提出した場合、結果がわかるのはいつか？	結果等の周知は行っておりません。 ご提出いただきました書類をチェックし、不備等があった場合はご連絡いたします。
2	その他	届出書の一部がPDFだが、ワードやエクセルでホームページに登載される予定はあるか？	順次対応してまいります。
3	加算	サービス提供体制強化加算の職員割合の計算について、実人数で算出してよいか？	実人数ではなく、常勤換算方法で算定してください。 常勤2人+非常勤3人=介護職員5人ではありません。
4	届出	処遇改善加算の算定のために体制届を提出するが、必要書類（添付書類）も同時に提出する必要があるか？	平成27年4月15日（水）までに体制届と体制等状況一覧表に計画書（案）を添付して提出ください。
5	その他	地域密着型サービスの体制等届出書及び体制等状況一覧がさいたま市のホームページに登載されていない。いつ登載されるのか？	さいたま市HP「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表等（地域密着型サービス事業者）」をご参照ください。 <a href="http://www.city.saitama.jp/005/001/018/003/p019488.html">http://www.city.saitama.jp/005/001/018/003/p019488.html</a>
6	届出	平成27年3月まで算定していた各種加算（緊急時訪問加算・特別管理体制加算・ターミナルケア加算・特定事業所加算・機能訓練加算など）を平成27年4月以降も算定したい。必要な書類はなにか？	算定要件に変更がなければ、届出書の提出は必要ありません。 ただし、処遇改善加算を算定する場合は、毎年計画書を提出いただく必要があります。
7	届出	中重度者加算について、何月分の勤務表を添付するのか？	算定開始月の勤務表を添付してください。
8	届出	処遇改善加算のチェックリスト項目のその他必要な書類とは、就業規則や労働基準監督署に提出した書類と考えていいか？	就業規則、給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書を添付してください。 なお、平成26年度以前から本加算を算定し、すでに上記の書類をさいたま市に提出している場合は、あらためて提出する必要はありません。
9	加算	介護老人保健施設のサービス提供体制強化加算の介護福祉士の割合について、イとロが同じ割合（50%）である。違いは何か？	加算 I イについては、60%で計算してください。
10	届出	加算の算定要件が前3月の実績となっている場合、毎月実績の報告が必要となるのか。たとえば、平成27年5月に算定する場合は2～4月分、平成27年6月に算定する場合は3～5月分を、毎月提出する必要があるか？	届出後における毎月の実績は、さいたま市への提出は不要です。貴事業所にて保管してください。 ただし、要件に該当しなくなった場合は、届出が必要です。
11	加算	訪問看護のサービス提供体制強化加算について、イ・ロ・ハのどれを選択すればいいのか？	サービス提供体制強化加算の区分と次のとおりです。貴事業者に該当するものに○をご記入ください。 (イ) 訪問看護ステーション (ロ) 病院又は診療所 (ハ) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合
12	その他	どの書類を提出する必要があるか？	非常に多くの事業所様より頂いております。貴事業所において、該当する加算等を明確にいただき、貴事業所が過去にさいたま市に提出した届出書を参考にするなどし、チェックリストと照らし合わせて必要書類をご準備ください。

質問項番	区分	質問内容	回答
13	その他	平成27年4月からどの加算が算定できるか？	非常に多くの事業所様より頂いております。貴事業所において、該当する加算等を明確にしてい ただき、貴事業所が過去にさいたま市に提出した届出書を参考にするとし、チェックリストと照ら し合わせて必要書類をご準備ください。
14	様式	(参考6-1-1)について、4週の合計でなくて、月ごとの時間数を記載すればよいか？	月ごとの時間数を記載してください。
15	様式	(別紙7)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表と(参考6-1-1) サービス提供加算計算 用(介護福祉士の割合)について、勤務表を提出する必要があるか？	サービス提供体制強化加算を算定する場合は、加算開始月の勤務表を提出してください。
16	加算	処遇改善の賃金改善実施期間は、平成26年4月から平成27年3月まででよいか？	賃金改善実施期間は、原則として平成27年4月から平成28年3月までとなります。
17	加算	サービス提供体制強化加算の算定において、介護職員数に全従業員を含めるのか。	看護職員、機能訓練指導員等、介護職員とは別に配置されているものは含める必要はありま せん。
18	その他	処遇改善加算について、介護職員全員に適用するにあたり、常勤・非常勤など出勤日数などに 違いがあるが、一律に全員同じ割合を適用すると考えてよいか？	全職員に周知し、賃金改善額が加算総額を上回っていれば、職員ごとに差異を設けることは可 能です。
19	その他	サービス提供体制強化加算の(別紙12-4)について、加算イ及びロの項目の記載がない。この 様式を使用するの？	平成27年4月7日に修正しました。大変ご迷惑をおかけしました。
20	算定	リハビリテーション加算の算定要件である研修の受講終了について、研修の参加が決まってい れば、研修を受講したものとみなして算定してよいか？	リハビリテーション加算の算定要件は「研修の受講終了」です。 研修の参加が決まっていたとしても、受講したとみなすことはできないため、算定はできません。
21	届出	特定事業所加算について、根拠書類とはなにか？	特定事業所加算の根拠書類は、別紙様式、勤務一覧、資格証の写しです。
22	加算	処遇改善加算について加算(Ⅰ)の上乗せ相当分とはなにか？	処遇改善加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)の比較(差額)です。